

平成 24 年 5 月
内閣官房行政改革推進室

改革の方針

無駄を排除しつつ法人の政策実施機能を最大限発揮させるため、現行独立行政法人制度を抜本的に見直し、新たな行政法人制度を構築

- 事務・事業の特性に着目したガバナンスを導入
- 新たな法人制度にふさわしい規律を整備

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

- 「独立行政法人」制度を廃止し、「行政法人」制度を創設
- 「行政法人」を、法人の事務・事業の特性、国の関与の在り方等に着目し、「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類

1. 組織規律

- ・主務大臣に法人の違法行為の是正命令権を付与
- ・監事・会計監査人の調査権限を付与
- ・適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明記
- ・役員任命に当たり原則として公募を実施
- ・役職員の再就職規制を導入

2. 財政規律

- ・運営費交付金の適切な使用に係る責務を明記

3. 一貫性・実効性のある目標・評価の仕組み

- ・政策責任者たる主務大臣が、法人の目標設定から評価まで一貫して実施
- ・中期目標期間終了時に法人の存廃を含め業務・組織を全般的に見直し

4. 国民目線での第三者機関のチェック

- ・総務省に行政法人評価制度委員会を設置（委員は内閣総理大臣任命）。委員会は、中期目標・評価、中期目標期間終了時の見直し内容等を点検（主務大臣への勧告、内閣総理大臣への意見具申）

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

- 上記法案の施行に伴う関係法律（約350法律）の規定を整備

施行日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日
（平成26年4月1日を予定）

※個別法人の統廃合等を含む個別法の改正法案についても、来年の通常国会に提出し、同日の施行を予定。

独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止 民営化・他の法人制度を活用

●特殊会社化

- ・国の関与の下で政策上必要な業務の的確な実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づく企業の経営により事業を効率的・機動的に実施
- (例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険

●医療関係法人

- ・医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現
- (例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構

●民間法人化

- ・民間法人として事業を実施
- (例) 海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

- ・医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現
- (例) 医薬品医療機器総合機構

- ・国民の財産の保全・運用等の重要な業務を行い、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスを強化
- (例) 年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方を見直しが予定されている法人

(例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整理機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター 等

廃止 平和祈念事業特別基金
国立大学財務・経営センター
日本万国博覧会記念機構

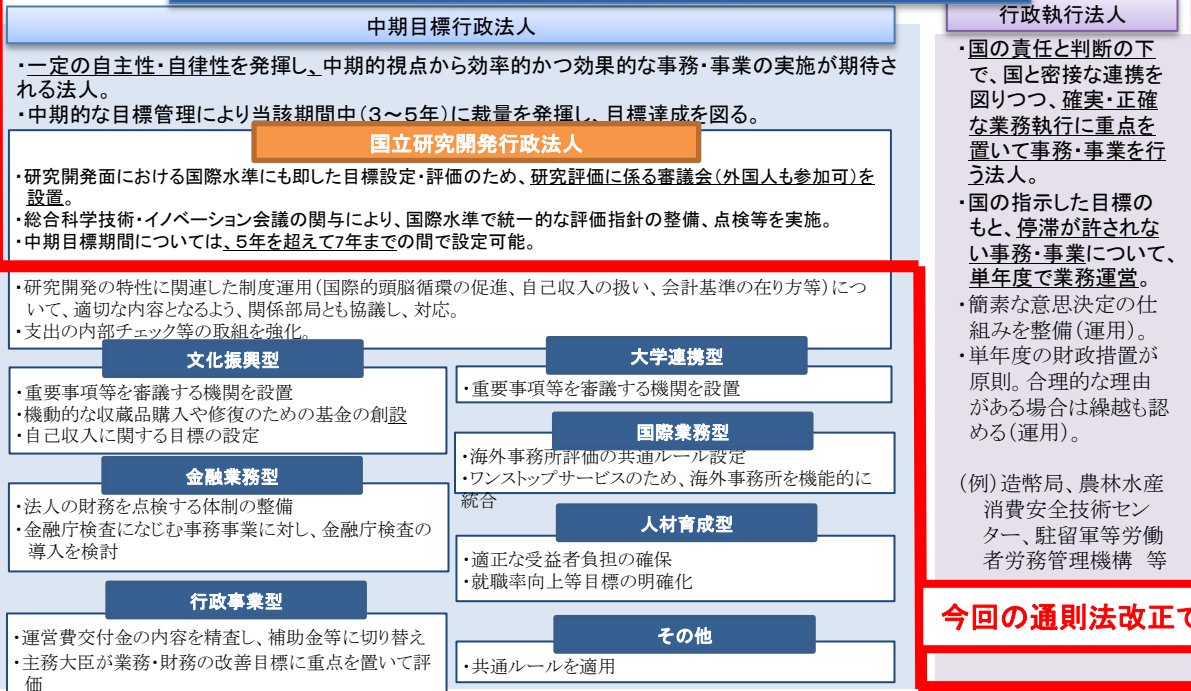
将来民間移管 空港周辺整備機構

「独立行政法人」制度を廃止、「行政法人」制度を創設 行政法人＝主務大臣の政策目標達成のための法人

行政法人制度の共通ルール

組織	<ul style="list-style-type: none"> ・違法、不適切な業務運営が明らかな場合、主務大臣の是正・業務改善命令等の必要な措置を明記。 ・監事、会計監査人に対し調査権限機能を付与。適正な業務運営に係る役員の義務と責任を明確化。 ・役員の任命に当たり原則として公募を実施。役職員の再就職あっせん規制などを導入。
財務	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金の財源が税金であることを踏まえ、適正な使用に係る責務を明記。 ・交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握(運用)。 ・自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化(運用)。
目標・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・政策責任者たる主務大臣が目標設定から評価まで一貫して実施。 ・中期目標期間終了時に法人の存廃を含め、業務・組織を全般的に見直し。
透明性	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省に中立・公平な第三者機関(行政法人評価制度委員会、委員は内閣総理大臣任命)を設置、点検により主務大臣のいわゆる「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視等を活用。 ・国民説明会の実施など情報公開を強化(運用)。 ・事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用(運用)。

行政法人の法人類型・ガバナンス



国移管

国において事務・事業を実施することが適当な法人(徹底的な合理化の上、国へ移管)

今回の通則法改正で措置

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

廃止

廃止

平和祈念事業特別基金
国立大学財務・経営センター

日本万国博覧会記念機構

将来民間移管

空港周辺整備機構

民営化・他の法人制度を活用

●特殊会社化

農林漁業信用基金
日本貿易保険

●医療関係法人等

国立病院機構
労働者福祉健康機構

●民間法人化

海上災害防止センター

●個別法により設立される法人

医薬品医療機器総合機構
年金積立金管理運用独立行政法人

●法律等により在り方の見直しが予定されている法人

国立公文書館	国立がん研究センター
年金・健康保険 福祉施設整理機構	国立循環器病研究センター
郵便貯金・簡易生命保険 管理機構	国立精神・神経医療研究センター
放射線医学総合研究所	国立国際医療研究センター
日本原子力研究開発機構	国立成育医療研究センター
原子力安全基盤機構	国立長寿医療研究センター

本年度中に方向性等、24年夏までを目途に法人のあり方等について結論

国際交流基金
国際観光振興機構
都市再生機構
住宅金融支援機構

事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築(行政法人)

中期目標行政法人

国立研究開発行政法人

総務省所管

情報通信研究機構

文部科学省所管

理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構

宇宙航空研究開発機構

(科学技術振興機構については、今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

厚生労働省所管

国立健康・栄養研究所、医薬基盤研究所

農林水産省所管

農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター

森林総合研究所

経済産業省

産業技術総合研究所、情報処理推進機構、経済産業研究所

新エネルギー・産業技術総合開発機構 (今後、資金配分実施機関として、抜本的に在り方を見直し)

国土交通省所管

土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所

環境省所管

国立環境研究所

その他

北方領土問題対策協会 国立高等専門学校機構 国立特別支援教育総合研究所 高齢・障害・求職者雇用支援機構
中小企業基盤整備機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 種苗管理センター、家畜改良センター
工業所有権情報・研修館 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 日本高速道路保有・債務返済機構 自動車事故対策機構
労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構 福祉医療機構 自動車検査独立行政法人、交通安全環境研究所

今後、組織の在り方や大幅な合理化を検討

国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 日本スポーツ振興センター 水資源機構 航空大学校

行政執行法人

造幣局

国立印刷局

農林水産消費安全技術センター

製品評価技術基盤機構

駐留軍等労働者労務管理機構

統計センター

国移管

国民生活センター

酒類総合研究所

教員研修センター

※4法人の海外事務所については、機能的に統合

赤字は、組織等を大幅に見直す法人